

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、
被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還
しないことなどは、修正 14 条 1 節に反するか

— NELSON v. COLORADO, 581 U.S. -, 137 S. Ct. 1249 (2017) —

君塚 正臣

〔事実の概要〕

Shannon Nelson は、4 人の子どもに対する性的・身体的虐待により、2 つの重罪と 3 つの軽罪で、2006 年、コロラド州の陪審により有罪の評決を下された。事実審裁判所は、懲役 20 年から終身刑を宣告した上、訴訟費用 (cost)・手数料 (fee)・補償 (restitution) の合計 8,192.5 ドルの支払いを命じた¹⁾。控訴審は、有罪を全て誤審と認定し²⁾、新たな訴訟費用は免除する逆転判決を下した³⁾。

Louis Alonzo Madden は未成年者が売春行為をするのを幫助したこと、また、それへの第三級性的暴行未遂で、コロラド州の陪審により有罪の評決を下された。事実審裁判所は、不定期の拘禁刑を宣告した上で、訴訟費用・手数料・補償で 4,413 ドルの支払いを命じた⁴⁾。しかし、州最高裁は、このうち、売春幫助の有罪部分を覆した⁵⁾。非常救済手続法廷は、他の有罪部分も無効とした。そして、州の検察は、最早、上訴や再審理を求めないと決めた。

コロラド州矯正省は、両者に訴訟費用ほかを全額は返還しないことや、訴訟費用ほかの一部を請求すると決した。Nelson に対しては、702.1 ドルを天引き

して返還し⁶⁾、Madden に対しては、1,977.75 ドルの支払いを求めた⁷⁾。これに対し、両者は、全額の返還もしくは支払わないとする結論を求め、訴え出た⁸⁾。州控訴裁判所は、無罪となった以上⁹⁾、刑事法の原則に従い、有罪を前提とする金銭の徴収はできないとして、Nelson の事案においては全額の返還¹⁰⁾、Madden の事案では無罪部分の請求はできない¹¹⁾ 旨の判決を下した。

州は上訴し、州最高裁は判断を差し戻した。2016 年に改正された 2013 年免責法 (Colorado's Compensation for Certain Exonerated Persons statute) の規定¹²⁾ によれば、州の判断は妥当であり、これを覆すには民事裁判が提起される必要があるが、その訴えもない。事実審では有罪判決があり、それがその後覆ったときにどの程度の金銭を徴収するかは州の立法府にあるとした¹³⁾。そして、免責法は、無実の証明がなければ¹⁴⁾ 金銭の支払いを免れない、と定めており、それが有効であり、これが訴訟費用等を取り戻す唯一の方法であるとした。加えて、徴収分には被害者補償基金に組み入れられるものも含んでいるとして、請求を斥けた¹⁵⁾。連邦最高裁は事件記録移送命令を出した¹⁶⁾。

[判 旨] 7 対 1 で上告棄却。ゴーサッチは参加できなかった。

<ギンズバーグ法廷意見>

ロバーツ、ケネディ、ブレイヤー、ソトマヨール、ケイガンが同調。

— 免責法は、「誤って有罪判決を下された罪のない人に補償する」ための民事請求を規定する。同法による救済は、重罪の有罪判決で投獄期間の全部又は一部服役し、その有罪判決が実際の無実とは無関係な証拠の不足もしくは法的誤審以外の理由で取り消された被告だけが利用できることになっている¹⁷⁾。同法での請求を通すためには、申立人は、はっきりと納得のいく証拠によって、有罪判決の罪が無実であることを見せる必要がある¹⁸⁾。それに成功すれば、「服役した期間の補償に加えて」¹⁹⁾ 彼又は彼女の違法な有罪判決の結果として支払われた、全ての罰金、罰、訴訟費用又は補償を取り戻せる²⁰⁾。だが、被告は、

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

無効な有罪判決に従って払った分の返金を得るはっきりした納得のいく証拠によって、無実を証明しなければならない。その法体系は、適正手続に適合的でない、我々は判決する。このため、我々は、コロラド州最高裁の判断を覆す。

二 Mathews 判決²¹⁾によって判示されたお馴染みの手続的適正手続の判断枠組みが、本2事案を支配する。コロラド州は、Medina 判決²²⁾から生じた基準をその代わりに適用すべきだと主張し、申立人らが正義の基本的な原理に対する手続攻撃に耐え得るのかと問うのであった。同判決は、刑事手続上のプロセスの一部である、「州の手続的な規則の有効性を評価する適切な枠組みを規定した」ものである。そのような規則は、例えば、証明責任の分担や採用され得る証拠のタイプに関するものである。これらのケースは、対照的に、再起訴の見込みなく、有罪判決が覆されるか、無効にされた後の財産の継続的な剥奪に関係している²³⁾。刑事上のプロセスとは関係しないので、Mathews 判決が「関連性の審査 (relevant inquiry) を規定する」のである。

三 Mathews 判決のバランシング・テストで、法廷は、(A) 影響を受ける個人の利益、(B) 使われた手続による当該利益の誤った剥奪の危険性、そして、(C) 本件での政府利益を評価する²⁴⁾。この全てでコロラド州法は判定される。

(1) Nelson と Madden は、彼らがコロラド州に支払った金銭を回収するという、明らかな利益を有する。有罪判決が消えれば、彼ら無実の推定は回復する²⁵⁾。「自明で基本」のことだが、推定無罪は「我々の刑事法の基礎である」²⁶⁾。そして、「事実審裁判所が証拠不十分であると決定したことと、控訴審がそう決定したことに違いを作ってはならない。」²⁷⁾ 州には返金義務がある²⁸⁾。

(2) もしも、コロラド州が主張するように、免責法が唯一の救済策であるならば、被告らの資金の返済において、被告の利益の誤った剥奪の危険性がある。支払った金銭を取り戻すために、被告は少しの証明負担も負ってはならない。彼らには無実と推定される権利がある。また、州最高裁判決のフッド判事反対意見にあるように、同法は、全く無効な軽罪有罪判決と結び付く少しの救済策も定めていなかった²⁹⁾。被告が取り戻そうと求める額の総計が大きくないと

き、免責法の下で請求を開始するコストがかかり、弁護士を依頼することに抑制的となろう。Nelson と Madden は彼らの金銭の一時的な剥奪の補償でなく、彼らが州に払った金銭の回復を求めている。それが州の管理であった間の利益ではなく、彼らの金銭の返金を求めているだけである。有罪判決の破棄による自由の回復がまさに補償でないように、有罪判決のために州によって徴収された金銭の返金もそうではない。州は、本件での危険の意味を誤解している。有罪判決が既に取り消された被告が直面する、もはや有効でない有罪判決にしか基づいていないのに被告から奪った金銭を回復しない危険が問題となっているのである。免責法は財産剥奪の十分な救済策となっていない。

(3) コロラド州は、州が現在権利として何ら資格を持っていない、Nelson や Madden の金銭を返金する際に天引きする利益をおよそ持っていない。免責法は「エクイティ上の考慮」を体現するものを、何れにせよ含んでいない。

四 支払った金銭を回収する被告の利益は大きく、免責法の下で、彼らの金銭の誤った剥奪の危険性は許容できず、そして、州はこれと相殺できる利益を示さなかったので、コロラド州法の体系は適正手続の審査を満たさない。適正手続を満たすには、州は、その後無効にされた有罪判決に依存した強制取立をした金銭の返金について、最小の手続しか科してはならない。

コロラド州最高裁の判断を覆し、事件を、本意見と矛盾しない更なる裁判をすべく差し戻す。

<アリト—結果同意意見>

私はコロラド最高裁の判断を覆すことには同意するが、異なる道筋によってその結論に達する。

一 これらのケースを分析するための正しい枠組みは、Medina 判決が提供している。それは、刑事手続の一部である「州の手続的な規則の有効性を評価する」ときに適用される。Medina 判決では、権利章典に掲げられる特定のルールによって定められていない刑事手続に関する州のルールは、それが正義の基

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

本的でひどく根深い原理に反する場合だけ、修正14条の適正手続条項に違反する、と判示された³⁰⁾。そして、「歴史的慣例は、ある手続的な規則が基本的だと特徴付けられることができるかどうかの証拠となる」³¹⁾。申立人は、そのとき、「伝統的な規則は常に、判断が覆されるとき、その判断に従ってお金を払った人は、返金を受ける権利があるというものであった」ということを、幾らかの長さで議論し続けた。法廷意見は、対照的に、歴史的慣例に背を向け、法廷意見自身の観方によって利害関係を衡量するのを好んだ。法廷意見は、人から、例えば、福祉や社会保障上の利益のような、新しい形の財産を奪う前に政府が守らなければならない手続が何であるかを「決める」ために考えられた最初の現代的発明である、Mathews 判決で述べられたバランス・テストを適用する³²⁾。だが、これらの利益は、以前には「財産」と考えられていなかったもので、法廷意見は、導きの指標として歴史的慣例に頼ることができなかった。アメリカには、刑事手続の問題でかなりの専門知識があり、そして、刑事手続は世紀を超えたコモン・ロー伝統に基づいている。刑事上の慣例と手続の確立した原則に Mathews 判決のバランス・テストを適用することは、「熟考された立法上の判断と、憲法が自由と命令の間を決する注意深いバランスの双方の不当な干渉」という結果を招くだろう。

二 Medina 判決の下、係争中のコロラド州の法体系は、適正手続に違反する。アメリカ法は、個人が民事判断によって対立する当事者にお金を払うことを強制され、その判断が後に覆されたならば、その金銭は一般に返されなければならないということを長く認めてきた³³⁾。これは、「コモン・ローではよく知られている救済」であり、刑事事件にもそれは及んだ。この歴史は、本法廷がコロラド州免責法の手続を認めなかったことを裏付ける。免責法は、軽罪有罪判決が覆された (Nelson のような) 被告に、返金のための重い証明責任を被告に負わせ、無実とは異なる理由で有罪判決が覆された被告を除外する。コロラド州は、勝訴した上訴人により寛大な、法廷の裁判特有の公正な判断を取り入れた歴史的な手続を捨てたのである。実際、コロラド州議会は、免責法の下での救

済は 5 年に僅か 1 人だけという前提で、財政的な予測をしていた³⁴⁾。従って、免責法は適正手続要件を満たさない³⁵⁾。

三 古くからの慣例が法廷意見の判断を裏付けるが、法廷意見はその決定を異なる根拠に置いている。法廷意見の論旨は、逆転判決は被告を以前の状態に戻す、ということである。しかし、以前の状態が復活しなければならないのならば、何故、被告は、違法な有罪判決の全ての経済的に不利益な結果を補償されなければならないというわけではないのか。刑務所で不当に費やされた時間に補償を与える法令は、20 世紀の新機軸である。1970 年までは、連邦と 4 つの州だけがそのような法律を可決したに過ぎない³⁶⁾。それ以外の多くの他の法域では、補償は自動的ではない。被告には、実際に無実であること(そして、時々、より多くのもの)を証明する負担が付いてくる³⁷⁾。法廷意見は、これらの法令が憲法上の問題をもたらさないと明らかに認める。それは正しい。しかし、正しい結論は、歴史と伝統の参照によって最もよく正当化される。

四 歴史的慣行を法廷意見が無視していることは、特に補償の問題に関しては有害である。州が、手数料と訴訟費用とまさに同じく、「補償を返却する義務がある」ことを、法廷意見はきっぱりと宣言する。だが、この結論は歴史的慣行によって支持されず、犯罪の被害者に支払われる補償と、州によって保持される罰金などとの間の重要な違いを見落している。補償は、刑事上の判断の中に含まれ得るが、それには、被害者の利益となるような民事の特質も多くある。コロラド州でもそうである³⁸⁾。補償命令は非常に民事判断のようであるので、被告の刑事上の有罪判決の破棄が、補償の根拠を必然的に揺るがすというわけではない。法廷意見が、付随的な審査で無効にされた最終判決を根拠として、被害者のために補償判断を実施した後に、州が返金をしなければならぬと主張することは、特に驚くべきことである。州が返金時に天引きする「利益を持っていない」というのは、法廷意見が述べるように、本当であろうか。法廷意見が補償に関する広汎な見解を出す必要はない。

これらの理由から、私は法廷意見の結論にだけ賛成する。

<トーマス反対意見>

法廷意見と結果同意意見は、Mathews 判決と Medina 判決の何れの手続的適正保障の枠組みが「我々の前にある事案を支配するか」どうかを討論している。しかし、両意見は、これらの事案において最も重要な問題を迂回している。それは、申立人は、自分が刑事の有罪判決に従って支払ったが、後に覆されたか無効にされた、金銭を取り戻す実質的な受給権を示せるかどうか、である。私が思うに、申立人は、州法の下でも連邦憲法の下でも、有罪判決が覆された被告が、その有罪判決に従って州に支払った金銭を取り戻す実質的な受給権を備えていることを証明しなかったのである。従って、私は、コロラド州最高裁の判断を覆した法廷意見の判断に同意できない。

一 修正 14 条は、州は「誰からも法の適正手続なしに生命、自由又は財産を奪ってはならない」とする³⁹⁾。コロラド州が憲法の手続的保障に違反したことを示すには、申立人らは、自分が保護された財産利益を奪われたということのみならず立証せねばならない⁴⁰⁾。申立人らは、疑う余地なく、「自らがコロラド州に支払った金銭を回復するという利益」を有する。しかし、手続的適正手続要求を満たすには、申立人は、修正 14 条の意味において、州法又は連邦法の下、その金銭の中に認められる財産的利益を最初に示さなければならない。

(1) これらの事件においてコロラド州最高裁の裁定の鍵となる前提は、有効な有罪判決に基づいて合法的に徴収される金銭が、コロラド州法の下で公的資金（又は被害者のお金）になった、ということである。コロラド州最高裁は、Nelson 事件において、「事実審裁判所は、有効な法令に従って、訴訟費用、手数料と補償を払うようきちんと彼女に命令し」、そして、「法廷は、これらの資金を、法令によって命じられるように、被害者と公的資金に正しく分配した」と説明した⁴¹⁾。被告の有罪判決が取り消されるとき、免責法が訴訟費用、手数料と補償を返却する唯一の制定法上の権限を提供するとも判決した⁴²⁾。この訴訟におけるどの時点でも、申立人は、免責法の必要条件を満たしていると証明することを試みもしなかった。かくして、法廷意見が、申立人が自動返金

を受ける州法上の権利を持っているということを、暗黙のうちに示唆する (法廷意見は全く不明確である) 点で、それは明らかに誤っている。

(2) 申立人である被告には、州法の下でコロラド州に支払った金銭を取り戻す実体的権利がないので、申立人の主張する自動返金の権利は、もしあるとすれば、連邦憲法の適正手続条項自体から説き起こさねばならない。しかし、適正手続条項は実体的権利を授けない⁴³⁾。コロラド州の拒絶は、「修正 14 条の意味における『財産』の剥奪」でない。

二 申立人がこれまで有罪判決を下されなかったならば、コロラド州は、係争中に金銭を払えと彼らに要求することはできなかったという点に、誰も異議を唱えない。そして、コロラド州が、今、幾らかの追加費用、手数料又は補償を払えと、有罪判決が覆された申立人に要求することができないということにも、誰も異議を唱えない。しかし、申立人が有効な有罪判決に従って払った金銭で、現在、コロラド州法の下で州と被害者に属しているものに財産権を有しているということは、そこから出てこない。私は謹んで異議を唱える。

〔研究〕

はじめに

日本と異なり、アメリカ法では民事・刑事の不峻別と言われる事情がある。懲罰的損害賠償、裁判所侮辱、1960 年代までの少年事件手続、附帯私訴などはその表れである⁴⁴⁾。民事・刑事ははっきりと峻別できて、民事は私的自治、刑事は適正手続の原則がある、と最初から言えない事情があるのである。このことは、民事・刑事が峻別された日本では示唆すべきものはなく、英米法独特の問題に過ぎないとの観方もあるのかもしれない。しかし、観念的には、「違法行為をした者に対する制裁のみを目的とする刑罰と損害の填補のみを目的とする損害賠償という、2 つの『純粹型』の間にさまざまな中間形態を認めることは、不可能であろうか⁴⁵⁾」という田中英夫の指摘は尤も^{もっと}である。日本でも、

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

完全に峻別できるという状況は崩れつつあるのである。本稿では、本判決の論点を整理すると共に、日本法への示唆を行いたい。このことは、あまり論究されることのない、刑事補償や被害者救済の在り方を考え直す端緒となるであろう。

1 刑事手続か民事手続か

本件で議論される「補償」は、日本でいう刑事補償ではなく、州が取り立てる被害者への損害賠償のようである。しかし、一般の不法行為で見られるように、逸失利益や精神的損害など、被害者主体に計算されているようでもない。一種の付加刑と言い得る。だとすれば、アメリカ法での不峻別を踏まえても、この「補償」などは刑事領域のものではないかと思える。訴訟費用と手数料は刑事手続そのものであるから、勿論である。

また、英米法には誤判の際の刑事補償のような発想があまりない。イギリスでは、法格言「王は悪をなし得ず」(The King can do no wrong)に基づき、そのようなものはなかなか生まれなかった。1947年にやっと、「国王に関する訴訟手続法」が制定され、官吏の不法行為について、国王に対する通常の手続で訴えを提起できるようになったが、この法律は司法制度に適用がなかった⁴⁶⁾。総じて、英米法では、誤判ですら、まずは裁判官や検察官が責任を負うべきとの考えが強い⁴⁷⁾。そして、アメリカにおいても、この原理は「国家に違法行為なし」の統治者の免責 (sovereign immunity) の原理として伝わった。だが、これを厳格に適用すれば、何ら落ち度のない者が有罪にされ、刑を執行されても、連邦や州がおおよそ謝罪の意思を示さないという理不尽な結果になるので、これを回避する努力がなされた⁴⁸⁾。このためか、1938年に刑事補償に関する連邦法が制定された。刑事補償の理論的根拠とされたのは、土地収用の補償がある以上、身体的拘束などについては勿論であることと、労働災害補償がある以上、同様に補償がされるべきということである。このような動きは、州では、マサチューセッツ、カリフォルニア、ノース・ダコタ、ウイコンシンなど数少なかった⁴⁹⁾。また、1946年には連邦不法行為請求権法⁵⁰⁾が制定された。し

かし、ここでも、司法は誤りを侵さないという欺瞞は維持されたのである。

本件で問題となっている手数料等は誤った拘禁から生じるものではない⁵¹⁾。これは純粹に刑事手続であって修正 14 条の問題であり、手厚い憲法的手続保障を受けるのか、争いが生じた。ギンズバーグ裁判官の法廷意見は、財産の恒久的な剥奪という点を重視したのか⁵²⁾、返金と補償の類似性に頼り⁵³⁾、コロラド州の法体系を調べるでもなく、一般的にこのような手数料等の不十分な返金についてそう判示した⁵⁴⁾。本判決は推定無罪の効果を拡大した、という評価⁵⁵⁾もある。しかし、これには、1920 年のアメリカ先住民への課税の判例⁵⁶⁾を参考に、返金と補償を同様に考えるのは無理があるとの指摘もある⁵⁷⁾。法廷意見は、申立人に財産権があるのかという問いにも、当然ということなのか、理由なく答えていない⁵⁸⁾。直接の被害者とされた者に手渡された金銭も、州は返還を求めねばならないのかも疑問として残る。違法収集証拠排除の原則によって無罪判決を得た場合でも、全額返金という結論は貫徹できるのかも疑問である⁵⁹⁾。修正 14 条にいう「財産」とは、コモン・ローにおけるそれと同じということである⁶⁰⁾。なおかつ、法廷意見が依拠している Mathews 判決のバラシング・テストは、比較衡量が功利的判断であり、内容が曖昧だなどの批判がある⁶¹⁾。アリトー裁判官の結果同意意見はこれらに疑問を呈し、Wolfish 判決が推定無罪は刑事事件限定だとしているのに注目してか⁶²⁾、刑事とは異なる中間的なものとして、緩やかな手続保障は及ぶとしつつ、現行コロラド州の手続は違憲であるとしたものである。ただ、刑事手続の一部である手続だと認めながら、後に民事の色彩が強いと主張する立論には疑問もあり、この辺りが保守派裁判官の同調も得られなかった原因かもしれない。

このほか、民事没収との違いも問題である。民事没収とは、密輸品や犯罪に使われた物、犯罪によって得た金銭等を没収するものであり⁶³⁾、1980 年代初頭から薬物対策の中で多用され、後に一般化したものである⁶⁴⁾。民事没収については、その判断が誤りとなれば、補償は必要だというのが判例である⁶⁵⁾。本件で徴収された金銭とは異なるが、刑事裁判における適正手続の問題であり、

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

間違いがあったときには補償が義務付けられるとされる。このため、補償が不十分である事例が生ずれば、次に憲法問題となり得るようにも思える。

2 被告となった者に過酷な要件

本件で解ることは、この、被告に科される手数料等が、貧しい者には過酷だということである⁶⁶⁾。コロラド州は、後に無罪になっても、その分の金銭が戻らない点で特に過酷である⁶⁷⁾。このような手続が違憲と判示されることで最低限の手続を示す意味はあるとも言える⁶⁸⁾が、他州にはここまで過酷な立法はまずなく、殆ど影響はない⁶⁹⁾。無論、犯罪に対して金銭を徴収することは、相対的に貧しい人に厳しいもので、罰金刑とはその傾向を有するものである⁷⁰⁾。これを一般的には平等保護違反とは言わないであろうが、金額が極端になると、貧者にとってのみ拘禁刑を意味することになり、疑問でもあろう。本件の手数料等が刑事手続の一環であるとすれば、この種の配慮は必要であろう。そして、これを免れるには、「疑わしきは被告人の利益に」を超えた、元被告自身による無実の証明という困難が待ち構えていた。

ギンズバーグ裁判官の法廷意見は、無罪判決に関わる金銭徴収をする権限は州にはないと断じ、返金に当たって天引きはできないとするものである。本件刑事手続であれば、このように厳格な憲法判断になることは免れない。他方、一旦、当該被害者救済のために取り立てられた金銭は「刑罰」なのか、被害者や遺族から一部返還を求めることは州などには無理ではないかとの疑問もないではなかった。ただ、そうだとしても、この種の返金は、何であれ独立した財源からなされると言えるし、それが枯渇すれば、責任ある州などがその債務を背負うというだけのことではないかとの疑問もある。取用条項は、より一般的に、取用に対する補償を連邦などに義務付けている。このため、仮に、本事例の手続が刑事手続そのものではないことを是認しても、現行のコロラド州法の規定が連邦憲法の適正水準に満たないことは判示できたのかもしれない。ただ、申立人は誰も取用条項に関する主張をしなかった⁷¹⁾。法廷意見がこれを刑事

手続の問題としたため、刑事裁判に連なる手続の最小限度の憲法上の保障とは何かという問題を、広く巻き起こしてしまったのかもしれない。

逆に、唯一の反対意見となったトーマス裁判官の立場に好意的な解説⁷²⁾もある。しかし、トーマスの立場では、一審が罰金刑であったものの控訴審で無罪となった事案でも、つまり、有罪判決がおよそ意味を失っても、州は一旦支払われた罰金を元被告に返還しなくてよいことになるのではないかという疑問がある⁷³⁾。また、修正 14 条がありながら、刑罰もしくはその周辺の手続については州に委ねればよい、というのは連邦最高裁の伝統的な立場でもない。トーマス裁判官のこの開廷期の刑事事件の判決の、他の裁判官との一致を見ると、11 件中、プレイヤー、ソトマヨール、ギンズバーグ、ケイガンというリベラル派とは 1 件もしくは 2 件に留まるが、アリトーとは 10 件一致しており、本件が唯一の例外なのである⁷⁴⁾。そう考えると、本件におけるトーマス裁判官の立場が今後、連邦最高裁で一般化するとはいうことは、2018 年に中間派のケネディが引退したことを踏まえても⁷⁵⁾、想像し難い。数的に圧倒的優位な法廷意見の立場が様々な事案への適用を考えても理論的に盤石か、前述の問題点を拭って結果同意意見の側が盛り返せるかの戦いとなるのか。

3 日本法への示唆

本件のような問題は日本で生じるか。刑事訴訟法 188 条の 2 第 1 項は、被告人に悪意がない限り、裁判に要した費用を補償するとある。これは、刑事補償法にいう刑事補償ではないが、憲法上当然の補償・救済と考えられよう。逆に、刑事訴訟法 188 条 1 項は、有罪の場合に訴訟費用を被告人に請求する旨を定めている。この前提が崩れれば、国は元被告人に請求できず、元被告人は既に支払った分を取り戻せると解せる。日本では制定法によって、本件のような問題は解決されているが、もし、当該条項に不備があるとすれば、憲法 31 条もしくは 39 条、40 条の何れかに反し、違憲であると思われる。

刑事補償は、1931 年の旧刑事補償法以来のものである。戦前のそれは憲法

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

原則でもなく、「王は悪をなし得ず」の国家無責任の時代に「仁政」に基づくものであった⁷⁶⁾。1766年プロイセンの「訴訟の短縮に関する新条例」など、大陸法では立法例が多く、示唆を受けていたと思われる⁷⁷⁾こと、1916年の徳島遊動円木事件大審院判決⁷⁸⁾などで国の不法行為に対する風向きが変化したことなども、立法に至る経緯にはあるようである。ただ、同法1条により、補償を受けるのは、無罪や予審免訴の言渡しを受けた場合に限られていた。

戦後、帝国議会における新憲法制定の際、衆議院の審議で憲法40条が挿入された⁷⁹⁾のを受けて、1950年に刑事補償法が制定され、即日施行された。憲法31条から39条の刑事手続に関する条文が英米流の規定であるのに対し、憲法40条は大陸法的規定と言えよう⁸⁰⁾。そして、憲法学の説明では、刑事補償は受益権だとの説明が多く⁸¹⁾、その保障内容と程度の説明がしばしば明快さを欠くことも多い印象であるが、十分な法律を制定せず、無罪を勝ち取っても補償がないことは無罪の推定から許されないとと思われる。その保障は刑事手続保障の延長にあるものであり、厳しい憲法上の要請であると解すべきであろう。権利として憲法が保障するようになり、実際の補償率も、戦前から大幅に上昇した⁸²⁾。他面、刑事補償を認め過ぎると、無罪率を減らす方向に働くとの懸念もある⁸³⁾。刑事補償の性質については、損失補償説、無過失損害賠償説、結果責任説で争いがあった⁸⁴⁾。損失補償説は財産権侵害と身体の自由の侵害とを区別しない点で大きな問題がある⁸⁵⁾。無過失損害賠償説は、検察官の公訴の提起や裁判官の判決行為が違法である場合があることを認めることから、結果違法説を唱える者はなく、少なくとも判例に適合的でない⁸⁶⁾。この中には、一種の国家賠償であるとして、完全補償を原則とすべきとする説がある⁸⁷⁾。結果責任説は、国家補償の第3類型としてそれを樹立する意義があり、予想に反した無罪判決などから省みて、誤判や誤った未決勾留とされた行為を国家に責任を負わせる点では妥当であろうが、それらも刑事司法権の適法な行使である⁸⁸⁾ことへの留意は必要であるほか、損失補償でも損害補償でもないものの寄せ集めの観を呈する難があるというところか⁸⁹⁾。この説にも、不法行為ではない

にせよ、完全補償を建前とすべきとの主張がある⁹⁰⁾。憲法が刑事「賠償」と規定せずに刑事「補償」としたのは、仮に検察や裁判官に違法がなくとも、起訴された者には多大な犠牲を蒙らせたため、行為当時の状況に着目し、事後的救済を図ったものである⁹¹⁾。何れにせよ、多くの国家刑罰権の行使の中に犠牲を強いるケースが出るのは不可避であり、刑事補償制度とは、その場合に衡平の見地から人権の回復を試みたものとも言えよう⁹²⁾。

刑事補償の国家賠償との違いは、それが無過失責任で、補償が定型化されている点にある。刑事補償法4条によると、補償額は1日1,000円から12,500円であり、死刑となっても3,000万円である。また、身体拘束が1,000日を超えるなどの長さでありながら、取調べを受けていた犯罪の大半が無罪相当となり、宣告刑が例えば懲役1年などと相対的に短いとき、殆ど補償が得られない。こういった場合は実質無罪と解すべきであるという指摘もある⁹³⁾。起訴が罰金2万円程度の微罪のときも、法律解釈では刑事補償は得られない⁹⁴⁾。起訴されなくとも同じ問題が生ずる⁹⁵⁾。違法捜査であっても、補償額は高くならない。嫌疑不十分の無罪判決を得た後、完全な潔白が証明されても、追加補償はない⁹⁶⁾。こういった点から、現行法には不備が指摘されている。要は、最小限度の補償を、元被告人が請求すれば行い、より多額の補償を欲すれば、公務員の故意・過失を証明して、国家賠償請求を行うべし(刑事補償法5条)、という制度設計への疑問である。このようなものが、憲法40条の要請に込められているであろうか⁹⁷⁾。同条をプログラム規定と考えるべきではない。少なくとも、拘留拘禁の補償について上限がなく、実損害額の証明があればその額が補償されるドイツからは遅れていると言えよう⁹⁸⁾。代位責任に依存するのではなく、刑事補償に関しては国家の自己責任⁹⁹⁾、無過失責任もしくは、歴代の警察官・検察官・裁判官の過失と認定するなどとして、十全な補填を行うべきとするのが、憲法40条の要請だと思えてならない。いわゆる別件逮捕で、取調べを受けた事実の方で無罪となったときには刑事補償法1条の補償がなされるべきであるというのが判例¹⁰⁰⁾であるが、更に立法による明快な解決を図るべきで

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

あろう¹⁰¹⁾。また、現行法は、免訴、公訴棄却でも「無罪の裁判を受けるべきものと認められる十分な事由があるときは」補償の対象としている(刑事補償法25条)が、これらは、「無罪」を救済するのが憲法の保障範囲であって¹⁰²⁾、立法によって保障範囲を広げたと解すべきか、憲法の当然の要請なのか¹⁰³⁾、意見は分かれよう。最高裁は、犯罪後の法令により刑が廃止され、免訴となった事例では補償の請求を斥けた¹⁰⁴⁾。1991年、最高裁による、少年審判の不処分では刑事補償は得られないとする決定¹⁰⁵⁾は激しい批判を浴び、1992年には「少年の保護事件に係る補償に関する法律」が制定されている¹⁰⁶⁾。

2000年、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)が制定され¹⁰⁷⁾、2004年にはこれが改正されると共に、犯罪被害者等基本法も制定された。民事と刑事の垣根を超え、被害者が新たに民事訴訟を提起する労力や費用も過重で、損害回復も遅延し困難となるのを回避することが目的である¹⁰⁸⁾。犯罪被害者保護法23条以下では、被害者や遺族の申立てを受けて、有罪言渡し後、訴訟記録を調べ、被告人に賠償命令を下す仕組みが確立した。対象は、故意に生命を奪った犯罪や、強制猥褻等、逮捕・監禁、略奪・誘拐・人身売買などである。このような仕組みが、刑事と民事の中間領域なのか、あくまでも不法行為法で民事なのかは微妙である。同法19条は「民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解」を定めているなど、民事色が濃いと思えるが、このような法制度の論究は刑事訴訟法サイドからがほぼ専らである。また、上級審や再審で有罪が覆った場合に、賠償命令がどうなるのかは十分な議論がされていないようである。

以上、考察してみると、一見同じように見える、刑事裁判に基づく場合でも、民事・行政裁判手続の基準が要求されるときと、文字通りに刑事手続の基準を満たすことが求められるときがあろう。民事と刑事の両方で憲法31条や32条を無差別に頼るのはやはり適切ではなく、憲法31条は刑事手続を巡る大原則を述べ、32条は、刑事に関しては刑罰の前に裁判所による確定判決が必要であることを述べ、33条以下は、戦前にはしばしば侵害されがちであった、刑

事手続に関する重要な原則を守るべく、憲法が釘を刺した、と解するべきである¹⁰⁹⁾。裁判費用の徴収や、付加刑的な処分は、刑事手続条項の問題だと考えてよかろう。32 条を、民事裁判を受ける権利という請求権と、刑事裁判を受ける権利という自由権を渾然一体に保障する規定と理解する必要はなく、民事裁判の保障は基本的に憲法 76 条の司法権規定から引き出すべきである¹¹⁰⁾。刑事裁判の判決を前提に被害者救済を測る際の証明責任等は、ここを基準に考えざるを得まい。ただ、刑事手続に準ずる手続については、憲法 31 条以下が準用されると考えてよく、少年審判手続などはそうであると言えよう¹¹¹⁾。憲法 40 条の刑事補償規定は、単なる受益権の一つというよりも、刑事手続的な手厚い保障の中にあるという説明が適切なように思える。

おわりに

本稿は、主刑とは別に、前審が被告人に金銭的な付加的負担を科したが、上訴審で無罪となったとき、その金銭的負担は免除されるかに関するアメリカの判例を紹介し、分析したものである。日本の刑事補償や犯罪被害者保護法の制度が、憲法上適正な範囲に収まっているかを考える意味からも、紹介は有意義に思える。基本的に、刑事補償、損害賠償命令制度などは、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法などの各分野のエアポケットで、あまり研究が進んでいるとは言えない¹¹²⁾。今後の十分な論究が期待される。

- 1) 362 P. 3d 1070, 1071 (Colo. 2015). 訴訟費用および手数料分の 287.5 ドルのうち、125 ドルは被害者補償ファンドへ行き、そして、162.5 ドルは被害者と証人援助と法執行ファンド (VAST ファンド) へ行った。補償分は 7,845 ドルであった。
- 2) 鑑定証拠が違法に用いられたからだという。See, David G. Post, *Nelson v. Colorado: New Life For An Old Idea?*, 2017 CATO SUP. CT. REV. 205, 206.
- 3) *People v. Gonser*, (Colo. App. No. 06CA1023, Apr. 9, 2009) 2009 WL 952492 (not published pursuant to C.A.R. 35(f)).

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

- 4) 364 P. 3d 866, 867 (Colo. 2015). 訴訟費用および手数料分の1,220ドルのうち、125ドルは被害者補償ファンドへ行き、VAST ファンドへの1,095ドル行った（そのうち1,000ドルは特別な擁護者割増金であった）。
- 5) 111 P. 3d 452, 459 (Colo. 2005).
- 6) 362 P. 3d, at 1071, and n. 1.
- 7) 364 P. 3d, at 867.
- 8) 実際、Nelson は、拘禁の補償を求めてはいなかったらしい。See, Post, *supra* note 2, at 208.
- 9) コロラド州法の下で、刑事の有罪判決に結び付けられる補償命令は、独立した民事の判断として言い渡される。See, Colo. Rev. Stat. § 18-1.3-603(4) (a) (2005).
- 10) 369 P. 3d 625 (Colo. App. 2013).
- 11) 399 P. 3d 706 (Colo. App. 2013).
- 12) Colo. Rev. Stat. § § 13-65-101, 13-65-102, 13-65-103 (2016). この修正案は、コロラド州議会上院を60対2、下院を満場一致で通過した。See, Michael L. Wells, *Wrongful Convictions, Constitutional Remedies, and Nelson v. Colorado*, 86 *FORDHAM L. REV.* 2199, 2213 (2018).
- 13) 本件係争中、コロラド州は、「無効にされた有罪判決に従って払われた金銭の返金」を規定する新しい立法を制定した。See, Colo. House Bill 17-1071 (quoting language for Colo. Rev. Stat. Section 18-1.3-703, the new provision). しかし、その立法は2017年9月1日のことであり、本件に影響を及ぼさない。
- 14) Nelson にこれを求めるのは難しいと思われた。See, Post, *supra* note 2, at 209.
- 15) 362 P. 3d 1070 (Colo. 2015); 364 P.3d 866 (Colo. 2015).
- 16) 579 U.S. ___, 137 S. Ct. 30 (2016).
- 17) See, § 13-65-102.
- 18) See, § § 13-65-101(1), 13-65-102(1).
- 19) 違法な有罪判決のための投獄で年70,000ドル、死刑判決、仮釈放又は執行猶予、性犯罪者登録された分、投獄の間の子の養育費、投獄前に生まれるか妊娠していた子の高等教育の授業料免除、合理的な弁護士依頼費用など。See, § 13-65-103(2), (3) (2016).
- 20) 362 P. 3d, at 1075 (quoting § 13-65-103(2) (e) (V)).
- 21) *Mathews v. Eldridge*, 424 U. S. 319 (1976). 本件評釈には、鈴木光善「米判批」愛知大学国際問題研究所紀要92号1頁(1990)などがある。
- 22) *Medina v. California*, 505 U. S. 437, 445 (1992). 本件評釈には、柳川重規「米判批」比較法雑誌30巻4号87頁(1997)などがある。

- 23) *See*, *Kaley v. United States*, 571 U. S. ___, ___, n.4, 134 S. Ct. 1000, 1110, n.4 (2014) (Roberts, C. J., dissenting). 本件評釈には、浅香吉幹「米判批」*アメリカ法* [2015] 156頁、中村真利子＝篠原亘「米判批」*比較法雑誌* 49巻4号37頁(2016)などがある。
- 24) 424 U. S., at 335. これにつき、松井茂記『*アメリカ憲法入門*』〔第8版〕372頁(有斐閣、2018)は、保護された利益の有無と、利益衡量の二段階審査だと論評する。
- 25) *See*, e.g., *Johnson v. Mississippi*, 486 U. S. 578, 585 (1988). また、コロラド州は、*Bell v. Wolfish*, 441 U. S. 520 (1979)を引用して、「推定無罪は、刑事裁判だけで適用される」と主張しているが、*Wolfish*判決を誤解したものである。「適正手続条項の下で、いかなる犯罪でも有罪と判決されなかった」拘禁者は処罰(punish)されないということである。
- 26) *Coffin v. United States*, 156 U. S. 432, 453 (1895).
- 27) *Burks v. United States*, 437 U. S. 1, 11 (1978).
- 28) 反対意見は、コロラド州と同じ議論をしている。被告人が最初から勝訴すれば金銭徴収はなかった点に同調している。だが、上級審で後に無罪となったときには州にお金が残るのだと言う。だとすれば、免責法は、十分な手続を提供したと言えるだろうか。
- 29) 362 P. 3d, at 1081, n. 1; *See*, § 13-65-102(1)(a); *See also*, 364 P. 3d, at 870.
- 30) 505 U. S., at 445.
- 31) *Id.*, at 446.
- 32) *Dusenbery v. United States*, 534 U. S. 161, 167 (2002)がそうである。本件評釈には、田村泰俊「米判批」*比較法雑誌* 38巻1号195頁(2004)などがある。
- 33) *See*, e.g., *Northwestern Fuel Co. v. Brock*, 139 U. S. 216, 219 (1891); *Bank of United States v. Bank of Washington*, 6 Pet. 8, 17 (1832).
- 34) *See*, Colorado Legislative Council Staff Fiscal Note, State and Local Revised Fiscal Impact, HB 13-1230, p. 2 (Apr. 22, 2013), online at <http://leg.colorado.gov> (as last visited Apr. 17, 2017)「被告に著しく有利な規則が長く一貫した適用をした」ところでは、刑事手続に関する州のルールが、適正手続に違反するかもしれない
- 35) *Cooper v. Oklahoma*, 517 U. S. 348, 356 (1996).
- 36) *King*, *Compensation of Persons Erroneously Confined by the State*, 118 U. P. A. L. REV. 1091, 1109 (1970); *United States v. Keegan*, 71 F. Supp. 623, 626 (SDNY 1947). 4州とは、研究欄本文で示したマサチューセッツなどの4州である。
- 37) *Id.*, at 1110; *See also*, Kahn, *Presumed Guilty Until Proven Innocent: The Burden of Proof in Wrongful Conviction Claims Under State Compensation Statutes*, 44 U. MICH. J. L. REFORM 123, 145 (2010).

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

- 38) 補償を払う義務は被告の刑の中に算入されるが、補償は、州と被害者のために、被告に対する最終的な民事判断に帰着する。Colo. Rev. Stat. § 18-1.3-603(4) (a) (I) (2016).
- 39) 適正手続条項は当初、生命・自由・財産を奪うには、「その地の法」即ち、成文化された憲法と法律によるべきと理解されていた。Johnson v. United States, 576 U. S. ___, ___, 135 S. Ct. 2551, 2572-2573 (2015) (Thomas, J., concurring in judgment).
- 40) See, Castle Rock v. Gonzales, 545 U. S. 748, 756 (2005).
- 41) 362 P. 3d, at 1076; accord, 364 P. 3d, at 868-870 (applying the same analysis to petitioner Louis Madden's case).
- 42) 362 P. 3d, at 1077-1078.
- 43) McDonald v. Chicago, 561 U. S. 742, 811 (2010) (Thomas, J., concurring in part and concurring in judgment). 本件評釈には、浅香吉幹「米判批」アメリカ法 [2011] 238 頁などがある。
- 44) 田中英夫『英米法概論下』515-519 頁（東京大学出版会、1980）。
- 45) 同上 516 頁。
- 46) 高窪貞人「英・米法における誤判の補償対策」自由と正義 15 卷 6 号 6 頁、6-7 頁（1964）。
- 47) 安倍基雄「刑事補償法の改正によせて」ジュリスト 913 号 118 頁（1988）。
- 48) 高窪前掲註 46) 論文 7-8 頁。
- 49) 同上 9 頁。
- 50) 詳細は、劉宗徳「連邦不法行為請求権法における裁量免責条項—アメリカ国家責任の一考察」名大法政論集 96 号 147 頁（1983）、須藤典明「アメリカの『連邦不法行為請求権法』について〔含 関連条文〕」司法研修所論集1990-2 号 156 頁（1991）、鶴恒介「米国における行政上の賠償請求の研究—連邦不法行為請求権法の規定から」成蹊大学政治学研究 17 号 21 頁（1998）、若狭愛子「裁量免責（discretionary function exception）についての一考察—アメリカ連邦不法行為請求権法（Federal Tort Claims Act）の判例より」関大法政論集 51 卷 6 号 54 頁（2002）、近藤卓也「米国連邦不法行為請求権法における裁量免責の法理」同志社法学 64 卷 4 号 37 頁（2012）、同「米国連邦不法行為請求権法における行政上の賠償請求制度」北九州市立大法政論集 45 卷 1=2 号 1 頁（2017）など参照。
- 51) *Leading Case*, 131 HARV. L. REV. 283, 287 (2017).
- 52) *Id.*, at 285.
- 53) *Id.*, at 288.
- 54) *Ibid.*

- 55) Zina Makar, *Displacing Due Process*, 67 DEPAUL L. REV. 425, 470 (2018).
- 56) *Ward v. Board of County Commissioners*, 253 U.S. 17 (1920).
- 57) *Leading Case*, *supra* note 51, at 288.
- 58) *Id.*, at 290 n. 77.
- 59) Wells, *supra* note 12, at 2209.
- 60) *Id.*, at 2202.
- 61) 樋口範雄『アメリカ憲法』312 頁 (弘文堂、2011)。
- 62) Post, *supra* note 2, at 219.
- 63) *Leading Case*, *supra* note 51, at 291 n. 34.
- 64) Post, *supra* note 2, at 214.
- 65) *Leading Case*, *supra* note 51, at 291; See, *Bennis v. Michigan*, 516 U.S. 442, 452 (1996).
- 66) *Leading Case*, *supra* note 51, at 283.
- 67) そればかりではなく、O. J. シンプソン裁判を経た我々には、アメリカの裁判では無罪はカネで買える、つまりはそれすらも貧富の差が反映してしまうようにも見える。See, Makar, *supra* note 55, at 444. また、民事の不法行為訴訟と刑事裁判は別だということだ。
- 68) Charles D. Weisselberg & Whayeun Chloe Kim, *The Calm Before The Storm?: Selected Criminal-Law Cases In The Supreme Court's 2016-2017 Term*, 53 COURT REV. 148, 150 (2017).
- 69) Post, *supra* note 2, at 212.
- 70) 石原明ほか『刑事政策』117-119 頁 (青林書院、1975) [森本益之]。他面、軽微な犯罪に対する刑罰として、短期自由刑の弊害を回避でき、利欲心の強い犯罪的意図を抑制、法人犯罪の処罰に有意義であるなどの利点がある。
- 71) *Leading Case*, *supra* note 51, at 291 n. 37.
- 72) *Id.*, at 292.
- 73) Post, *supra* note 2, at 223.
- 74) この開廷期刑事事件のトーマスとの一致率は、ゴースッチ (2017 年 4 月 10 日着任) 100%、アリトー 91%、ロバーツ 63%、ケネディ 36%、プレイヤー 18% ソトマヨール 18% ギンズバーグ 9% ケイガン 9% である。Benjamin Pomerance, *Inside a House Divided: Recent Alliances on The United States Supreme Court*, 81 ALB. L. REV. 361, 415 (2018). これだけを見ても、保守派、中間派、リベラル派の色分けは鮮明である。
- 75) トランプ大統領が後任として指名したカバノー連邦控訴裁判事について、30 年以上前の性的暴行疑惑が浮上し、連邦上院司法委員会は公聴会開催を決めた。朝日新聞 2018 年 9

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

月18日夕刊2面。同氏については、その後も複数の女性に対する同様の疑惑が浮上していたが、10月6日、上院は、この指名を50対48で承認し、連邦最高裁は今後、保守派5対リベラル派4の構成となることが確定的となった。抗議運動も広がり、中間選挙を前に、アメリカの分断が一層深まった。同新聞10月8日朝刊1面。

- 76) 渡辺千冬司法大臣の帝国議会での答弁。長島敦「刑事補償」ジュリスト46号34頁、35頁(1953)による。
- 77) 武田軍治「刑事補償法の本質」國士館法學1号45頁、49頁(1968)。早くも、岡田朝太郎「冤罪者ニ對スル國家賠償制度」国家学会雑誌165号19頁(1900)が公表されている。五島恵梨子「旧刑事補償法制定史」愛知学院大学法研会論集18巻1=2号210頁、209頁(2003)より。本論文は、旧法制定に至る経緯をよく説明する。
- 78) 大判大正5年6月1日民録22輯1088頁。本件評釈には、美濃部達吉「判批」法学協会雑誌34巻10号1696頁(1916)、杉村敏正「判批」我妻栄編『続判例百選』〔第2版〕24頁(1965)、雄川一郎「判批」小林直樹=兼子仁編『教育判例百選』142頁(1979)、村上一博「判批」明大法律論叢86巻2=3号135頁(2013)などがある。このほか、竹中暉雄「徳島遊動円木裁判にみる戦前公立学校の性格」桃山学院大学人間科学3号55頁(1992)などもある。
- 79) 樋口陽一ほか『注解法律学全集2—憲法Ⅱ』386頁(青林書院、1997)[佐藤幸治]。
- 80) 平野龍一「刑事訴訟と人権」国家学会雑誌73巻5号31頁、38頁(1960)。
- 81) 宮沢俊義『憲法Ⅱ』〔新版〕202-203頁(有斐閣、1971)、芦部信喜『憲法学Ⅱ』81頁(有斐閣、1994)、佐藤幸治『日本国憲法論』130頁(成文堂、2011)、長谷部恭男『憲法』〔第7版〕260頁以下及び311-312頁(新世社、2018)など。このため、憲法40条もプログラム規定であるかのようなニュアンスで語られることもないではない。小嶋和司『憲法概説』269頁(良書普及会、1987)は、「刑事補償請求権」を「国務請求権およびプログラム規定」の章に置いているほか、同書277頁は、国家賠償か刑事補償かの「調整を『法律の定めるところ』にまかせることも憲法第17条、第40条の予定するところ」だとする。
- 82) 長島前掲註76)論文によると、1939-1942年の4年間で、一審で無罪判決を受けた270名(無罪率0.6%)のうち、刑事補償の請求率は約27%、そのうち約68%が刑事補償を受けているが、1950年では、一審無罪判決の2,617名(無罪率1.69%)のうち、刑事補償の請求率は約28%とあまり変わらないが、そのうち約97%が刑事補償を受けているとのことである。併せて、無罪率も注目できる。同年の抑留・拘禁による補償は690名、1951年では857名であるが、年を経るごとに減少する傾向にあり、1962年には69名、1963年には95名となった。團藤重光『新刑事訴訟法綱要』〔7訂版〕650頁表21(創文社、1967)。
- 83) 平野前掲註80)論文38頁。

- 84) 西埜章「刑事補償の法的性質」新潟大法政理論30巻4号79頁、81頁以下(1998)参照。戦後、損失補償説は高田賢造「国家補償」杉村章三郎=山内一夫編『精解行政法上巻』423頁(光文書院、1971)などにより、無過失損害賠償説は平野龍一=平場安治=高田卓爾『矯正保護法・少年法・刑事補償法』34頁(有斐閣、1963)[高田]などにより、結果責任説は今村成和=雄川一郎『国家補償法・行政争訟法』29頁(有斐閣、1957)[今村]などによって提唱されたという。
- 85) 西埜同上86-87頁以下。
- 86) 同上88頁。
- 87) 平野ほか前掲註84)書63頁[高田卓爾]。
- 88) 武田前掲註77)論文71頁はこの点を強調する。
- 89) 西埜前掲註84)論文89-90頁。
- 90) 阿部泰隆=兼子仁=村上順『判例コンメンタール国家賠償法』326頁(三省堂、1988)[阿部]、梅原康生「結果責任に基づく国家賠償」杉村敏正『行政救済法(2)』172頁(有斐閣、1991)、今村ほか前掲註84)書129頁[今村成和]など。
- 91) 樋口ほか前掲註79)書387頁[佐藤幸治]、團藤前掲註82)書648頁。
- 92) 長島前掲註76)論文35-36頁。
- 93) 松宮孝明「単純一罪の一部に対する刑事補償について」立命館法学363=364号837頁、838頁(2015)。
- 94) 同上854頁。
- 95) 樋口ほか前掲註79)書392-393頁[佐藤幸治]。
- 96) この点、五島恵梨子「刑事補償法にいう『その他一切の事情の考慮』と嫌疑の程度」愛知学院大学法研会論集20巻1=2号138頁(2005)は、そもそも、刑事補償法4条2項が嫌疑を残す場合の刑事補償の減額を許容していること、あるいはそういった運用を疑問とし、考慮すべきは被害の程度などであるべきことを力説する。
- 97) 福高至「誤判救済—裁判官は神様ではない!」法学セミナー510号64頁、66-67頁(1997)は、弘前大学教授夫人殺し事件で再審無罪となった人の国家賠償請求が斥けられた例を挙げ、再審請求の裁判費用が補償されないこと、有罪判決に至る司法の過失が認められないことなどの不備を指摘している。最判平成2年7月20日民集44巻5号938頁。本件評釈には、新谷一幸「判批」ジュリスト臨時増刊980号『平成2年度重要判例解説』177頁(1991)、河野信夫「判批」法曹時報44巻10号183頁(1992)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成2年度』289頁(法曹会、1992)、西野喜一「判批」判例タイムズ799号37頁(1993)、中本敏嗣「判批」判例タイムズ821

州裁判所一審の有罪判決が上訴審で破棄された後、被告が有罪を根拠に付加的に支払った金銭を返還しないことなどは、修正14条1節に反するか

号臨時増刊『平成4年度主要民事判例解説』72頁(1993)などがある。

98) 安倍前掲註47) 論文119頁。

99) 同上同頁はそう主張する。

100) 最決昭和31年12月24日刑集10巻12号1692頁。本件評釈には、鈴木義男「判批」法学セミナー13号70頁(1957)、三井明「判批」法曹時報9巻2号73頁(1957)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説刑事篇昭和31年度』416頁(法曹会、1957)、高田卓爾「判批」芦部信喜編『憲法判例百選』151頁(1963)、新井研究室「判批」法学セミナー252号180頁(1976)、横山晃一郎「判批」芦部信喜=高橋和之編『憲法判例百選Ⅱ』〔第2版〕278頁(1988)、佐々木善三「判批」研修599号73頁(1998)、山本悦夫「判批」高橋和之ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第5版〕294頁(2007)、常岡(乗本)せつ子「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第6版〕288頁(2013)などがある。

101) 樋口ほか前掲註79) 書393頁〔佐藤幸治〕。

102) 法学協会編『註解日本国憲法上』690頁(有斐閣、1954)、長島前掲註76) 論文36頁など。

103) 佐藤功『注釈憲法上』613頁(有斐閣、1983)、奥平康弘『憲法Ⅲ』395頁(有斐閣、1993)など。

104) 最決昭和35年6月23日刑集14巻8号1071頁。本件評釈には、三井明「判批」法曹時報12巻8号113頁(1960)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説刑事篇昭和35年度』224頁(法曹会、1961)、横山晃一郎「判批」愛知学院大法学研究3巻1号101頁(1960)などがある。

105) 最決平成3年3月29日刑集45巻3号158頁。本件評釈には、高田昭正「判批」法学教室131号108頁(1991)、同「判批」法学セミナー441号143頁(1991)、服部朗「判批」ジュリスト臨時増刊1002号『平成3年度重要判例解説』189頁(1992)、篠倉満「判批」松尾浩也=井上正仁編『刑事訴訟法判例百選』〔第6版〕224頁(1992)、石川健治「判批」法学教室138号別冊附録『判例セレクト'91』17頁(1992)、臼井滋夫「判批」判例評論395号197頁(1992)、小早川義則「判批」法学セミナー459号121頁(1993)、吉本徹也「判批」法曹時報45巻9号272頁(法曹会、1993)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説刑事篇平成3年度』88頁(法曹会、1993)、古田浩「判批」田宮裕編『少年法判例百選』144頁(1998)、安富潔「判批」同198頁、森田明「判批」高橋和之ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第5版〕296頁(2007)、浅利祐一「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第6版〕290頁(2013)などがある。このほか、大出良知「少年事件と刑事補償」法律時報63巻12号65頁(1991)、斉藤豊治「非行事実の不存在と少年への補償」刑法雑誌33巻2号332頁(1993)などもある。

106) 詳細は、佐久間達哉「刑事補償法の一部改正及び少年の保護事件に係る補償に関する

法律の制定」法律のひろば 45 巻 10 号 4 頁 (1992)、同「少年の保護事件に係る補償に関する法律の解説」家庭裁判月報 44 巻 12 号 1 頁 (1992)、最高裁判所事務総局家庭局「少年の保護事件に係る補償に関する規則の解説」同 45 頁、大門匡「少年補償法の 3 年」ジュリスト 1087 号 62 頁 (1996) など参照。

- 107) 詳細は、飯島泰「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の概要」ジュリスト 1185 号 8 頁 (2000)、「司法・法務 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 平成 12 年 5 月 19 日法律第 75 号 (法律・条約解説)」法令解説資料総覧 224 号 15 頁 (2000)、村越一浩「『犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律』の概要」捜査研究 49 巻 8 号 4 頁 (2000)、安岡崇志「時点・論点 犯罪被害者の権利を保護—犯罪被害者保護法の成立」月刊国民生活 30 巻 9 号 24 頁 (2000)、「最高裁判所通達・回答 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の施行に伴う関連通達の改正について」法曹時報 53 巻 2 号 476 頁 (2001)、板倉宏＝野崎節子「犯罪被害者保護法システムの総合的検討」司法研究所紀要 13 号 39 頁 (2001) など参照。
- 108) 宇藤崇ほか『Legal Quest 刑事訴訟法』〔第 2 版〕343-344 頁 (有斐閣、2018) [松田岳士]。
- 109) 君塚正臣『司法権・憲法訴訟論上巻』189 頁以下 (法律文化社、2018)。
- 110) 同上 233 頁以下。「司法」の手続である以上、憲法 76 条以下の要請から、司法らしい手続が求められよう。これは、人権剥奪の場合一般の 13 条、経済的自由制限の場合の 22 条や 29 条の要請以上の要請が、当該場面ではある、ということになるであろう。
- 111) 川岸令和ほか『憲法』〔第 4 版〕233-234 頁 (青林書院、2016) [君塚正臣]。「準用」というとき、司法審査基準まで変化するのは留保する。他方、合憲性判断基準は変わることは十分に考えられる。
- 112) 以上で紹介したもののほか、刑事補償では、中原精一「刑事補償の研究」明治大学社会科学研究所年報 6 号 68 頁 (1965)、渡辺康行「立法者による制度形成とその限界—選挙制度、国家賠償・刑事補償制度、裁判制度を例として」九大法政研究 76 巻 3 号 1 頁、30-31 頁 (2009) などに僅かな記述がある程度である。

[付記] 本研究は 2018 年 10 月 20 日に学習院大学東 2 号館 8 階会議室で行われた合衆国最高裁判所判例研究会 (紙谷雅子会長) での報告を纏めたものである。研究会当日は、津村政孝先生ほか、多くの会員から貴重なコメントを頂いた。深く御礼申し上げたい。なお、本稿は、平成 30 年度-34 年度日本学術振興会科学研究費基盤研究 (C) 一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」(課題番号 18K01243) による研究成果の一部である。